

第七回 参議院農林委員會會議錄第十一号

昭和二十五年三月七日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○肥料配給公団令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時十四分開會

○委員長(橋見義男君) それでは委員會を開會いたします。

先ず農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、この二件を議題にいたします。この二件の法律案につきましては、本日衆議院本會議で可決されました、正式に本付託になりました。尚この二つの案件につきましては、両三日に亘りましてこの委員會といたしましては予備審査をいたし、大體予備審査としての質疑は終了いたしました。その際にも申し上げましたように、討論採決に入るに先だつて、最後の御質問が留保されておりますので、この際その質疑をやつて頂きたいと存じます。

○藤野繁雄君 私は農業災害補償法については、本委員會が要望した事項は、常に次の国会では改正案として出されておるといふ政府当局の御努力に

對して謝意を述べざるものであります。

ただこの際二、三お伺いしたいのであります。昨年の六月八日付法律第二百一十号で改正された八十四條の規定に基いて、農業共済組合の共済事業となつた事業が現在どういふふうな状態になつておるか。又これに對する政府の指導方針はどういふふうなものであるか。こういうふうなことをお伺いしたいのであります。政府の方から示された「農業災害補償制度のあらまし」というものの三頁の四によつて見ますと、特に家畜共済は農家から非常に歡迎され、發展の途上にある。こういうふうな家畜問題だけはこれに書いてあります。が、その他のものについてもどういふふうな状態であるか。又指導方針はどうであるかお伺いしたいのであります。

○委員長(橋見義男君) では庄野保課長から……

○説明員(庄野五一郎君) 八十四條の新らしく加えられた任意共済の実現でございますが、現在のところ事業開始に至つておりますのは、そのうちの家畜共済についてでございます。家畜共済は全面的に開始の運びになつておりますが、現在のところ実際に引受けをやつておるのは十数件になつております。その後は二十五年度の新規事業年度から開始するように料率の調査、或いは宣伝、こういうふうな準備を進めております。そういう状態でありま

○藤野繁雄君 今度改正案で病害虫及び鳥獸害の追加を見たのであります。が、

その結果鳥獸の害をどんなにして政府は予防驅除をせよとておるのであります。この点から言へば狩猟法に關係があると思ふのであります。狩猟法の改正案が出されるような模様であります。が、狩猟法が規定するところは、まず鳥獸を保護する規定になつて来るのであつて、農産物に害があつてもこれを簡単に農家が驅除することのできないような規定に現在なつておるのであります。例をとつて申しましたならば、猪のようなものが出て、一晩の間にいも一一反を食い潰すのであります。こういうふうな場合においても、猪を捕ることも殺すことも現在の規定では簡単にできないのであります。こういうふうなことは災害の中に鳥獸害を加えたけれども、加えた結果は政府の負担が大きくなつて驅除の方法がでないといふことだつたらば非常に困るような状態に陥るのではなからうかと、こう思ふのであります。が、狩猟法との關係はどういふふうな考へておられるか、この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君) 災害補償制度の趣旨は、消極的に災害がございした場合の共済だけに止まらず、積極的な面も重要であるのでありまして、御指摘のございました鳥獸害についての被害を未然に防止するための措置をどうするか、こういうことであるわけでありま

○説明員(庄野五一郎君) 只今共済団体の物品の取扱についての御質問でございますが、これは共済団体が積極的防除のためにみずから事業を、積極的防除の活動或いは仕事を、こういうふうなみずから買つてみずからこれを使う、そういうふうな關係におきまして需要者としてこれを購入している次第でありまして、事業者団体との關係は現在のところ問題になつていないと思ひます。

○藤野繁雄君 次は前に私共が可決しまして家畜保險衛生法というものができ上つたのであります。が、この家畜保險衛生所と農業共済組合の家畜診療所との關係はどういふふうな考へておられるか、お伺いしたいのであります。

○説明員(庄野五一郎君) 私の方の共

済組合でやつております家畜診療所と申しますものは、加入いたしております家畜につきまして疾病傷害、こういうふうな場合に現物給付ということをやつておるものでございまして、それから又加入家畜の積極的な事故の防止、そういう面を担当するわけでありまして、現在のところ無獸疫地帯にこれを設置するといふ方針で進んでおります。それからこの畜産局において今度できまして衛生所、これにつきましては私の方といたしましては、こういうところをよく連絡を取りまして、こういう衛生所の指導、或いは協力を得まして家畜共済事業、事故防止に努力したい、そういうふうな考へております。

○藤野繁雄君 次は農業共済保險組合の災害評価委員の評価の問題であります。が、この問題が食糧供出にも關係があると思ふのであります。この被害評価委員が本年の実收査定委員會とどういふふうな連絡によつて、今年の供出をやろうとおられるのであるか、この關係をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 損害評価の委員につきましては御承知の通り、共済組合に損害評価委員というものが約二十名乃至二十五名のものがございまして、災害がございします場合は現地に立會つてその損害を一筆ごとに嚴重に査定をいたしておりますわけでありまして、これについては別途作報關係で調べております災害の報告とも緊密に連絡をいたしております。大體今回の二十四年度米の災害に關する損害評価に

つきましても、その作報の災害報告を基礎といたしまして、それよりも多く出ないというふうなことで査定をいたしております。尙現実にそれが殖えております県につきましては、どういう理由でそれが殖えたかというこの現状を調査いたしました上損害の評価をやつておる、こういうふうな建前でやつております。

○藤野繁雄君 昭和二十五年年度の農作物及び畜産共済金額は約六十億であり、政府の負担が三十二億であります。そのうち農家の負担が二十四億、政府の負担が二十八億、こうなつてゐるのでありますが、私の考えをいましては米麦の事前割当をしておられる、且つ現在のように政府が一方的に安く米価を決定する以上は、災害によつて生ずるところの米麦の損害額といふものは金額政府が負担するのが当然であると思つております。この点をお考えを伺ひたいと思つてあります。

○政府委員(藤田巖君) 災害制度の建前といたしましては金額国庫が、これを負担すべきであるという御意見も私共尤もな点があると思つております。併しながら現在の財政その他の事情を考慮いたしまして決定をいたさなければならぬと思つておるわけでありまして、私共の意見といたしましては現在御承知の農家の負担分と国庫の負担する分との割振りであります。これは農家負担は農業経営に支障のない限度に止め、その他の分についてはこれを国庫において負担する。こういうふうな差当りのところは国庫負担分をできるだけ減山持たせる、こういうふうなことを

して進んで参りたい、かように思つております。

○藤野繁雄君 農家は災害を受けましたならば、それによつて收穫は皆無になるのであります。そうしますとその年に収入の途はなくなる、全くなくなつてしまつて、次の收穫年度までは再生産の資金とは生活に必要な資金とが要る、こういうふうなことになるのであるであります。補償金によつて再生産に必要な資金は得られるといたしてあります。従来であつたならばこういうふうな場合においては、農地を担保として金融の途が講ぜられたのであります。農地改革の結果農地は担保権もなくなつてしまつたのでありますから、金を得ようとしても金を得る方法がないのであります。災害といふものは人の力を以て如何とすることができないところの不可抗力であります。この不可抗力から生じたところの損害を善良なる農民に負担せしめるということは、これは不合理であると私は信ずるのであります。私はこんな不幸に陥つたところの農民に対しては食糧の増産に努めしむるためにも、政府が全額負担しなくちゃできないというふうな考へるものであります。更にこの点についてお伺ひしたいと思つてあります。

○政府委員(藤田巖君) 災害によつて発生した事故に対しては保険金の、共済金の支拂はすべて国庫負担によつて賄うべしということであります。これは先程も申し上げました通り、私共はその理論において、これは決して間違つておらないと思つてあります。我々もできるだけ

けそういふふうな目的に到達するように努力すべきだと考へております。ただ実際問題といたしましての措置は、そのとき々の財政事情をも考慮いたしまして決定しなければならぬわけでありまして、先程申し上げましたように理想はその通りであるが、国家財政上全額を負担されない場合におきましては、農家の負担する部分というものは、農業経営に支障のない限度に止めて置くというふうな考へ方で行きたいと思つております。

○藤野繁雄君 財政上というお話であつたのでありますが、昭和二十五年年度の政府予算を見ても、昭和二十五年年度の輸入食糧に対しては四百五十六億五千万円の補給金が出ておるのであります。これだけの金を政府が出すという気があるといたしましては、僅か総額六十億の中、政府負担が三十八億ぐらゐるのでありますから、出そうと思へば出さぬことはないのではないのであります。若し又こういうふうなことによつて政府が災害を負担して呉れる、食糧の増産に農民がいそしむというふうなことがあつたらば、輸入食糧も減少になつて来るのであります。輸入食糧が減少したならば、さつき申上げた補給金も自然減するということであつて、政府の負担することが一挙兩得であると思つておるものであります。この点更にお伺ひしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君) たゞ／＼申上げましたように、趣旨におきましては私共全然同意でございます。従いまして我々といつたしましては、財政の許す限りというふうな方向に進みたいと思つておるもので、今後とも政府も努力

力いたしたいと存じますから、議會方面におきまして、そういうふうな趣旨が貫徹いたしますように御協力を頂きたいと思つております。

○委員(橋見義男君) これで質疑も終了したようでありますから、これから討論採決に入りたいと思つて、先ず最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○藤野繁雄君 私は次の希望條件を付して賛成するものであります。公定価格で供出するところの農作物の農業災害補償金というものは金額国庫で負担して貰いたい。速かに農業災害の防止ができるように関係法を改むると共に、事務的及び資金的の措置を講じて貰いたい。共済組合が病虫害防除のための機械器具及び薬剤等を取扱う場合は農協と十分な連絡を取つて遺憾なきを期せられたい。共済組合の損害決定はできるだけ速かにして、以て供出及び課税の軽減に寄與するように指導督促せられたい。

○委員(橋見義男君) 外に御発言がなければこれより採決いたします。農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院送付原案通り、御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕
○委員(橋見義男君) 議員起立でありますから、全会一致を以てこの法案は可決することに決定いたしました。

○委員(橋見義男君) 次に農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、これより討論、採決に入ります。

○委員(橋見義男君) 次に先程申上げましたように、肥料配給公団令の一部を改正する法律案、及び油糧配給公団法の一部を改正する法律案、この二件を議題にいたしまして、本日は提案

理由だけ伺うことにいたします。
○政府委員(坂本實君) 肥料配給公団令の一部を改正する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。
改正点は二つございまして、第一の点は肥料配給公団令の有効期間の延長であります。本公団令はその附則におきまして、昭和二十五年三月三十一日を以て失効することになっておりますが、肥料の需要と供給の現況及び現在進行中の春肥の配給途上に機構を改革することは時期尚早と考えられますので、一応本公団令の期間を一年延長し、同公団は現在の春肥配給終了の上成るべく速かに本令第七條の經濟安定本部總務長官の解散命令により廃止することとしたのであります。
改正の第二の点は、基本金の増額であります。同公団に必要な什器、備品は基本金により購入することとなつておりますが、すでにこれが損耗甚だしく業務上甚だしく支障を来すに至つておりますので、五百万円を増加して最小限の補充をいたすこととしたのであります。
何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。
更に油糧配給公団法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を御説明申し上げます。
食料品配給公団法及び油糧配給公団法は、御承知のごとく当該公団法の規定により本年四月一日失効することとなるのであります。食料品配給公団が取扱つてゐる味噌、醤油及び乳製品については、漸次需給状況が好転し、もはや公団による一手買取販売による強力な統制を必要としないと認められるに至りましたので、今回政府は、食料品配給公団法の有効期間の延長の措置をとらず食料品配給公団を解散せしめることに決定したのであります。同公団の取扱つてゐる砂糖及び油糧配給公団の取扱つてゐる油脂、油脂原料等については、未だ供給が不足しており、一手買取販売による強力な統制を行なつて行くことが国民生活安定のため必要であると認められますので、油糧配給公団法の効力を一年延長し、同公団の名称を「油糧砂糖配給公団」に改めると共に砂糖をも同公団に取扱わせることとするのが本法律案提案の目的であります。この法律案におきましては効力延長に関する改正規定は昭和二十五年三月三十一日以前に、その他の改正規定は同年四月一日から施行することとなるのであります。これによつて、油糧配給公団の法人格財産關係等については何等變動がないものと解しております。又砂糖に関する業務の取扱については、食料品配給公団の四月一日現在の在庫品を油糧砂糖配給公団に売り渡すことにいたしたいと考えております。

政府は、油糧砂糖配給公団の在籍を一応一年延長することとしたいのであります。政府としては砂糖及び油糧の輸入量の増大によりましてその需給の均衡が得られ次第同公団をも廃止する予定でありまして、これは今後の輸入その他の需給事情によりまして、昭和二十五年中中には恐らく実現し得るものと期待してゐる次第であります。公団の一手買取販売を止めることとなつた味噌、醤油及び乳製品につきましては、民間企業による取扱に

委ねまして、自由の範囲を極力拡げ、必要に応じて最小限度の簡素な需給調整をすることにしたいと考えているのであります。更に油脂、油脂原料等についてもその必要のなくなつたものについては、逐次公団による取扱を止め、民間企業に委ねて行きたいと考えています。
以上簡単に提案理由を述べたのであります。何とぞ慎重審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこの程度で散会いたします。
午後三時四十三分散会
出席者は左の通り。
委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
柴田 政次君
石川 準吉君
藤野 繁雄君
委員 門田 定藏君
池田 宇右衛門君
北村 一男君
赤澤 與仁君
加賀 操君
徳川 宗敬君
山崎 恒君
池田 恒雄君
岡村 文四郎君
小川 久義君

政府委員
農林政務次官 坂本 實君
農林事務官 (農政局長) 藤田 巖君
食糧庁長官 安孫子 藤吉君

説明員
農林事務官(農政局農業保険課 庄野五一郎君)
三月三日本委員会に左の事件を付託された。
一、国有牧野解放に関する請願(第一〇一八号)
一、開拓者の保護に関する請願(第一〇二〇号)
一、国有林管理經營移譲に関する請願(第一〇二四号)
一、官行しやく伐事業廃止等に関する請願(第一〇二五号)
一、野沢津川線を奥地林道に指定の請願(第一〇二五二号)
一、農業災害補償法中一部改正に関する請願(第一〇二五五号)
一、肥料価格値上げによる損失補償の請願(第一〇二八一号)
一、農業協同組合法中一部改正等に関する請願(第一〇二八二二号)
一、寒冷積雪地帯の農業対策に関する請願(第一〇二九六号)
一、有畜農業經營の合理化に関する陳情(第一七九号)
一、木炭倉庫建設費全額国庫補助並びに木炭融資の陳情(第一八〇号)
第一〇一八号 昭和二十五年二月二十一日受理
国有牧野解放に関する請願
請願者 岩手県二戸郡荒沢村長 尾沢清太郎外十六名
紹介議員 川村 松助君
農地解放の終了、未墾地の解放等がすでに飽和点に達した今日、農民の地位向上と農業經營の合理化は、牧野の解放にまつほかない。しかるに民有林における牧野の解放はすでに余地がなく、国有牧野については、現に使用中のもの解放されることになつてゐるのであるから、これらの解放牧野の売渡しはもたら論、国有林野内契約牧野の解放除外地および新に国有林野の解放をすみやかに実施せられたとの請願。
第一〇二〇号 昭和二十五年二月二十一日受理
開拓者の保護に関する請願
請願者 北海道常呂郡端野村北 登 大和田暉集
紹介議員 堀 末治君
明治、大正年間に北海道の農業開拓に従事した者は言語に絶する勞苦を味つて全くの自力によつて開拓して今日に至つたが、今次の農地改革はこのよう北海道開拓の実情を無視してゐるから、(一)開拓者耕地の三代所有、(二)政府買上耕地の買戻権設定、(三)政府買上価格の開拓費を基準とせる適正化、既買上分に對する損失補償金交付ならびにこれらに對する所得税の免除、(四)一定限度内の耕作権の取り戻し、(五)開拓耕地の小作料の引上げ、(六)老年開拓者に對する養老保険金交付等これら開拓に對し適當なる保護の処置を講ぜられたとの請願。
第一〇二四号 昭和二十五年二月二十一日受理
国有林管理經營移譲に関する請願
請願者 北海道紋別郡生田原村 長 北野吉五郎外六十五名
紹介議員 堀 末治君
北海道網走支庁管内各町村は広大な地

域で、その大部分が国有林であるため農業生産も少く町村財政はひつ迫し、また、荒廃せる国有林は現状のまま推移すると資源の枯渇、林業の衰微、水害の誘発等により農業を始め国民生活全般に重大な脅威を與えるから、国有林の管理経営方法を根本的に検討し、森林資源の保護育成、林産物の発展助長ならびに地方財政強化のため、国有林の全部または一部を所在町村が国の監督の下に管理経営し、その收益の一定率を国庫納入することができるよう関係諸法規を改正せられたいとの請願。

第一〇二五号 昭和二十五年二月十一日受理

官行しやく伐事業廃止等に関する請願
請願者 北海道紋別郡生田原村
長 北野吉五郎外六十
四名

紹介議員 堀 末治君

北海道網走支庁管内の官行しやく伐事業は、戦時中当局の要請にもとづいて躍進的拡張を続け、現在に至つては、が多年にわたる植伐の不均衡により、当地方の山林資源はすでに枯渇し始めており、このままでは今後数年にして林業中止のやむなき状態になるから、官行しやく伐事業本来の趣旨と当地方における民間業者の事業能力の現状を考慮し、山林資源の保護と地元町村の林産物発展を図るため、官行しやく伐事業をすみやかに廃止するとともに、現在本事業に使用している森林軌道を地元町村に拂い下げられたいとの請願。

第一〇五二号 昭和二十五年二月十二日受理

昭和二十五年三月十三日印刷

昭和二十五年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 印刷

野沢津川線を奥地林道に指定の請願
請願者 福島県河沼郡野沢町長
齊藤竜多郎

紹介議員 橋本萬石衛門君

野沢、津川線は、磐城西線野沢駅を基点として新潟県東蒲原郡東川村を経て磐城西線津川駅に至る重要路線であるが、本路線の沿線奥地には無盡蔵な林産物および地下資源と広い範囲にわたる植林可能地帯があり、これを現状のまま放置することは地方経済力の伸張発展を阻害するので、現に林道開設の計画があるが、本路線の重要性にかんがみ昭和二十五年において奥地幹線林道として指定せられたいとの請願。

第一〇五五号 昭和二十五年二月十二日受理

農業災害補償法中一部改正に関する請願
請願者 石川県金沢市広坂通り
七八石川農業共済組
合連合会長 奥村忠次
外四名

紹介議員 北村 一男君 小川 久義君 中川 幸平君 松村眞一郎君

単作地帯の農民の最大の不安は気象に原因する不可抗力的な災害であり、これに水害と冷害とは、被害も広範囲で、深刻さも非常なものであるが、現在これらの自然的災害を補償する農業災害補償制度が、全国一律の適用となつてゐるため、単作地帯農民の負担が加重となつてゐるから、農業災害補償法を改正して、(一)農家の負担を現在以上高めることなく補償限度を拡充すること、(二)単作地帯農家負担の掛金

率を低下すること、(三)掛金を農産物で徴収し得るようにする等の実現を図られたいとの請願。

第一〇八一号 昭和二十五年二月十二日受理

肥料価格値上げによる損失補償の請願
請願者 山梨県甲府市朝日町山
梨県信用農業協同組合
連合会長 青柳欣一外
三名

紹介議員 小宮山常吉君

さきに実施された肥料の消費者価格の二十パーセント値上げは、農家経済に極めて大きい損失を與えたが従来損失補償のための追拂の時期が遅く、再生産確保に大きな支障を與えてゐる。とくに今回の肥料値上げは即時拂でかつ、その額が大きいから、すみやかに追拂を実施せられたい。今後値上げの都度即時拂を実施されたい。なお従来のパリティ計算は不合理であるから、正確な算定方法を採られたいとの請願。

第一〇八二号 昭和二十五年二月十二日受理

農業協同組合法中一部改正等に関する請願
請願者 山梨県甲府市朝日町山
梨県信用農業協同組合
連合会長 青柳欣一外
三名

紹介議員 小宮山常吉君

農業協同組合法が施行されてより二箇年を経過したが、市町村においては単位農業協同組合が、都道府県においては夫々連合会が設置され、農業生産の増進と農民の経済的社会的地位の向上発展に寄與してゐる。しかるに現行

の農業協同組合法第十六條第五項および政府の指導方針によつて事業の種類が信用、販売、購買、教育利用等、各種類毎に分立されてゐるため、経費の増大、事務の複雑が組合の運営に支障を生じ、所期の目的を達成することができないから、連合会が各種事業を総合経営できるよう同法を改正し政府の指導方針を改善せられたいとの請願。

第一〇九六号 昭和二十五年二月十三日受理

寒冷積雪地帯の農業対策に関する請願
請願者 新潟県議會議長 兒玉
竜太郎外十九名

紹介議員 北村 一男君

北海道、東北、北陸の一道十一県下單作地帯の農民は、積雪、寒冷の冷厳なる悪条件下食糧増産に励んできたのであるが、年一度の收穫は激しい労働と生活苦との成果を無視され供出と税金に奪われ、頼みとする国家資金による土地改良さえも打ち捨てられつつあり、従つて農民は極度の金詰りに陥り、また、離農の傾向さえある現状であらうから、寒冷積雪地帯の農業対策として、(一)早場米奨励金の継続支給、(二)農業所得税、固定資産税の軽減、(三)平衡交付金の増額、(四)土地改良その他食糧増産施設費の補助、(五)米価の改正等適切な処置を講ぜられたいとの請願。

第一七九号 昭和二十五年二月十八日受理

有畜農業経営の合理化に関する陳情
陳情者 宮城県知事 佐々木家
壽治

近時農村経済は極度にひつ迫し既に農業恐慌の徴候を示しつつあるから、

これが根本対策として有畜経営の合理化を図るため、(一)家畜導入施設に対する融資等適切な処置を考慮すること、(二)原々種畜、種きんの輸入の方途を講ずること、(三)輸入飼料確保ならびに価格改訂、飼料作物の作付反別を増加すること、(四)牧野の集約利用に要する資金資材を確保すること、(五)家畜衛生の拡充強化を図ること等の処置を採られたいとの陳情。

第一八〇号 昭和二十五年二月十八日受理

木炭倉庫建設費全額国庫補助ならびに木炭融資の陳情
陳情者 宮城県知事 佐々木家
壽治

昭和二十四年七月政府の木炭買上げ停止以来製炭経営は困難になつてゐるが、さらに四月より九月までの木炭不需要期を控へ益々事業経営の困難を増すものと思われ、木炭倉庫を建設し、木炭の安全な貯蔵保管によつて不需要期における価格を調節して需要期に備へるとともに、貯蔵木炭に對し低利な融資の途を開かれることは製炭経営の窮状を緩和し、生活必需品を生産する重要な産業を守り、また減産によつて生ずる消費者の不安と混乱を防止するものであるから、木炭倉庫の建設に對して全額国庫補助せられるとともに、木炭融資の方途を講ぜられたいとの陳情。

三月七日日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案
一、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案